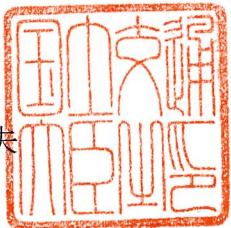


国官参自保第6号の2
令和5年4月10日

審査請求人

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル3階
林弘法律事務所 弁護士 山中理司 殿

国土交通大臣 齊藤鉄夫



裁決書の謄本の送付について

貴殿が提起した審査請求（令和3年9月7日付け。原処分：令和3年7月21日付け国官参自保第250号）について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項に基づき、裁決を行ったので、同法第51条第2項本文により、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日から6か月以内に（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項本文）、国を被告として、この裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります（同条第2項本文）。

裁決書

審査請求人

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル3階
林弘法律事務所 弁護士 山中理司

国土交通大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）のした開示決定（令和3年7月21日付け国官参自保第250号。以下「原処分」という。）に対する審査請求（令和3年9月7日付け。以下「本件審査請求」という。）について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、次のとおり裁決する。

主 文

審査請求人の請求を棄却する。

事案の概要

審査請求人は、処分庁に対して、令和3年6月25日付けで、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、「日本損害保険協会の保険金請求歴情報交換制度の利用手続が書いてある文書」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求を行った。

本件開示請求を受けて、処分庁は、令和3年7月21日付け国官参自保第250号により、「保険金請求歴情報交換制度実施要領」（以下「本件対象文書」という。）について、法第5条第2号イに該当する部分を除き、一部開示決定をした（以下「原処分」という。）。

審査請求人は、原処分の取消しを求めて、同年9月7日付けで、審査庁に対して本件審査請求を提起した。

審査庁は、法第19条第1項の規定に基づき、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し（令和3年10月1日付け国官参自保第384号）、審査会は、令和5年3月20日付けで審査庁に対して答申した（令和4年度（行情）答申第601号）。

審理関係人の主張の要旨

第1 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年7月21日付け国官参自保第

250号により処分庁が行った原処分について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によるところ、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

保険金請求者としては自らの保険金請求歴を当然に把握できる立場にある以上、日本損害保険協会が把握している保険金請求歴の内容が保険金請求者に明らかになったとしても、不正な保険請求につながるとはいえないから、不開示部分は法5条2号イに該当しないといえる。

(2) 意見書

ア 保険金請求歴情報交換制度は、請求金額が小さい携行品に係る保険等における不正請求まで排除することを目的としていることからすれば、同制度の対象となる保険種目は相当広範囲なものと思われる。

そのため、同制度の対象となる保険種目が明らかになったとしても、そのことによって不正な保険金請求を排除できなくなるとはいえない。

イ 本件対象文書の作成者である一般社団法人日本損害保険協会は、受傷者本人からの個人情報開示請求に応じている（本件対象文書末3頁）以上、受傷者本人としては、個人情報開示請求を通じて、おおよその事故情報の保有期間を把握できるといえる。

そのため、事故情報の保有期間が明らかになったとしても、そのことによって不正な保険金請求を排除できなくなるとはいえない。

ウ 情報交換制度による確認を免れる態様の不正請求というのは、マッチングキー項目に関して虚偽の情報を提供したり、情報の提供自体を拒んだりする態様での保険金請求を想定していると思われる。

ところで、マッチングキーに当たる情報としては、人保険事故等情報交換システムの場合、会社コード、保険種類、事故整理番号、受傷者名、事故日、事故地、事故受付日、受傷者生年月日、保険始期、担保種目、予備、扱査定拠点情報・電話番号、扱査定拠点情報・拠点名、特記事項、所管店コード、事故登録ナシ支払区分、支払日（ノー・クレーム処理日）及び予備（ブランク）であると思われる（開示文書8頁及び9頁参照）。

そして、マッチングキーに当たる情報のうち、保険金請求者が保険金請求に際して必ず提供する必要がある情報としては、受傷者名、事故日及び事故地だけであると思われるところ、保険金請求に際し、これらの情報が偽られた場合は保険会社等の調査によってこれらの情報に関する虚偽申告を発見できるといえるし、これらの情報提供が拒まれた場合はそのことだけを理由として保険金請求を拒否すれば足りるといえる。

そのため、情報交換の仕組みに関する不開示部分の相当部分が明らかになったとしても、そのことによって不正な保険金請求を排除できなくなるとは

いえない。

理由

第1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む諸文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書については、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。審査請求人は、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして原処分の取消しを求めるところ、以下、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

第2 不開示部分の不開示情報該当性について

- 1 保険会社等は、保険金請求歴情報交換制度を利用して、保険事故の被害者（受傷者）に関する過去の保険金請求の有無等の情報を確認しており、不開示部分には、当該制度の対象となる保険種目、同制度における情報交換の仕組み及び事故情報の保有期間が記載されている。
- 2 これらの不開示情報を公にすれば、保険金請求歴情報交換制度による保険金請求歴の確認を免れる態様での不正請求を企てる者が発生する可能性が相当程度考えられ、不正請求を排除し適正な保険金の支払を行う保険会社等の正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当する。
- 3 審査請求人は、日本損害保険協会が把握している保険金請求歴の内容が保険金請求者に明らかになったとしても、不正な保険金請求につながるとはいえない旨主張するが、上記2のとおり、保険金請求歴情報交換制度による確認を免れる方法での不正請求を助長することになるため、不開示部分を開示することはできない。
- 4 保険金請求歴情報交換制度の趣旨及び不開示部分の記載に鑑みれば、当該部分を開示することにより生じる「おそれ」は否定し難い。したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

第3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

第4 結論

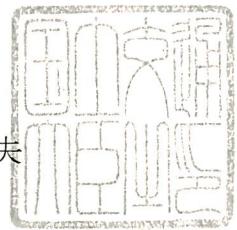
以上より、本件審査請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり裁決する。

なお、以上の判断については、本件審査請求に係る審査会答申（令和4年度（行情）答申第601号）に沿ったものである。

令和5年4月10日

国 土 交 通 大 臣

齊 藤 鐵 夫



上記は謄本であることを証明する。

令和5年4月10日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

